

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第3項において、中核市以上の地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置付け、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定めるものです。

国や北海道が示した地球温暖化対策の方針などを踏まえ、本市の自然環境や経済・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するために、計画期間に達成すべき目標、その目標を達成するために実施する施策や取組等について定めます。

なお、本計画は、市政推進の最上位計画である旭川市総合計画や環境行政に係る施策の方向性を示す上位計画「環境基本計画」、その他の関連計画との整合・連携を図ります。

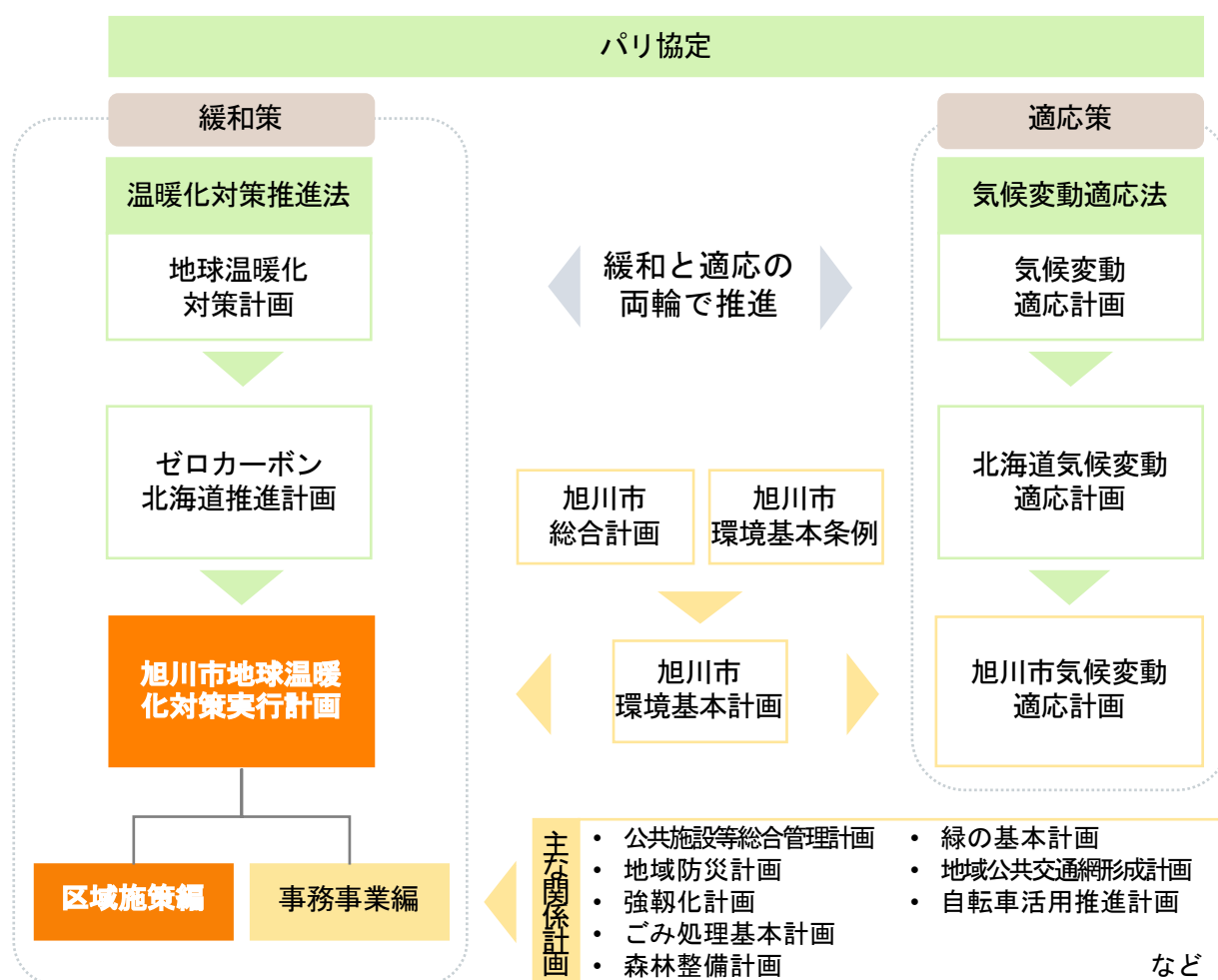


図7 計画の位置付け

2 計画の期間

国の地球温暖化対策計画やゼロカーボン北海道推進計画を踏まえ、本計画の計画期間は、2024年度から2030年度までの7年間とし、基準年度は2013年度とします。

なお、計画期間中の社会情勢や国の方針等に変更があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間 2024年度から2030年度まで（令和6年度から令和12年度まで）

基準年度 2013年度（平成25年度）

3 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で削減対象となっている次の7種類とします。

表3 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	排出源	地球温暖化係数*
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼など	1
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼や水田、廃棄物の埋立、家畜の腸内発酵など	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や下水汚泥の処理、家畜の排泄物など	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアコンや冷蔵庫の使用など	12~14,800
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造プロセスなど	7,390~17,340
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体など	22,800
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造プロセスなど	17,200

※ 地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数字